

神奈川県教育委員会と神奈川県選挙管理委員会との協力連携に関する協定書

神奈川県教育委員会（以下「甲」という。）と神奈川県選挙管理委員会（以下「乙」という。）は、神奈川県における主権者教育について協力、連携するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、各自の使命及び役割を尊重しながら、主権者教育に関して相互に協力、連携して取り組むことで、生徒の政治意識の向上と主体的な政治参加の促進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力、連携するものとする。

- （1）県立学校における模擬投票の実施に関すること
- （2）県立学校における出前事業の実施に関すること
- （3）衆議院議員選挙、参議院議員選挙、県議会議員選挙及び県知事選挙における県立学校生徒の投票立会人等への起用に関すること
- （4）県立学校生徒が主体的に参画する各種選挙啓発事業に関すること
- （5）その他主権者教育の推進のために必要な事項に関すること

2 甲と乙は、前項の事項を実施するため、必要に応じて検討会を開催する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和6年7月23日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに4年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各々1通を保有する。

令和6年7月23日

甲 神奈川県教育委員会 教育長

乙 神奈川県選挙管理委員会 委員長

花田 忠雄

保阪 努